

**第17回 川の駅・中川やしお花桃まつり
模擬店出店者 一般募集要項**

日 時	3月18日(土)・19日(日) 午前10時～午後3時30分まで
会 場	中川やしおフラワーパーク 特設会場
出 展 資 格	以下の全てに該当すること。 ①八潮市内で飲食料品販売を営んでいる事業所。(尚、飲食店、酒類販売事業者については、行政機関(保健所、税務署等)の営業許可を取得していること) ②八潮市観光協会会員または、八潮市商工会会員であり各々の団体の会費に未納がないこと。
出 品 物	飲食料品のみとします
申 請 方 法	下記申請書により(一社)八潮市観光協会支所(八潮市商工会内)へ出店料を添えて申請下さい。 <u>(先着順) 受付は2月14日(火) AM9:00から</u> ☆電話での受付はお受けできません。
募集区画数 出 店 料	募集区画数は、両日共： 10区画 (1区画間2m～3m四方・テント有り) 【軽車両(キッチンカー)による出店可】 。1社1区画まで(2日間出店できる方のみ)。出店料：1区画2日間2,000円。 ※出店に係る備品(テーブル・イス等)は出店者各自でご用意下さい。尚、テーブル・イスについては、別途有料にて貸出も致します。
区 画 割	出店者説明会にて抽選を行います。 (出店説明会：3月2日(木)午後6時から 八潮市商工会館2階大会議室)
搬入・搬出	各出品者が行う。時間に制限があるので速やかをお願いします。

【注 意 事 項】

- 出店申込には、別紙誓約書内容を確認し、署名、押印のうえ提出をお願いします。
発電機の使用は可(尚、発電機・火気器具を使用される方は、各自消火器を出店区画内に常備して下さい)。水道有り。
- 飲食料品販売者は、「臨時出店概要」及び「従事者の細菌検査結果」、「営業許可証」を出店者説明会までに主催者へ提出して下さい。
- 貴事業所が販売・製造・調理をしている飲食料品、地場産品に限ります。尚、申請者と出店者が異なる場合は出店をお断りします。
- 未開封の缶やビン詰めの酒類の販売には、税務署の「酒類小売業免許」が必要です。
- 販売開始及び終了時間は、厳守でお願いします。
- 販売品の苦情等については、出店者が責任をもって対処して下さい。主催者では、物品引渡し等に関するトラブルには一切責任を負いません。
- 出店料は、原則返金できません。

問い合わせ先：(社)八潮市観光協会本所・中川やしお花桃まつり実行委員会 TEL048-951-0323

第17回 川の駅・中川やしお花桃まつり〔模擬店〕出店申込書

花桃まつり実行委員会 模擬店部会長 様

令和5年 月 日

住 所		
事業所・団体名		
代 表 者		
業 種【注1】	主要品目	
電 話 番 号	電話	FAX
担 当 者 名	電話	携帯電話
出 品 名	出店方法 ※どちらかに○印	
	テント・ 軽車両	
出店料：	(備品貸出：有・無)※備品は、2日間の料金です	
1区画1,000円×2日間=2,000円	テーブル	_____個× 800円=_____円
	イ ス	_____個× 200円=_____円

【注1】 貴事業所(団体)の業種と異なる商品の販売は、ご遠慮願います。記入漏れのないようにお願いします。

第17回 川の駅・中川やしお花桃まつり 模擬店出店に関する誓約書

私は、第17回川の駅・中川やしお花桃まつりの模擬店出店に当たり、下記のことを誓います。

1. 会場内に於いては、事業の安全運営を第一に、花桃まつり実行委員会（以下「主催者」）より指示があった場合は速やかに指示に従います。
2. 申請者は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者でなく、また、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にある者を従事させません。
3. 出店に関し他人に名義を貸しいたしません。
4. 埼玉県暴力団排除条例及び八潮市暴力団排除条例を遵守し、暴力団に利益供与をいたしません。
5. 暴力団を排除するため出店申請書等を関係機関に提供されることに同意いたします。
6. 発電機・火気器具を使用する場合は、必ず消火器を出店テント内に常備いたします。また、発電機・火気器具（ガスコンロ等）等の使用については、安全管理に十分注意いたします。
7. イベント終了後、テント内及び調理過程等で発生したゴミを持ち帰ります。
8. 出店者の区画・配置については、出店者説明会に於ける抽選にて決定した配置場所に出店いたします。出店場所以外には出店いたしません。
9. 価格表示を明確にし、お客様とのトラブルを起こさないようにいたします。販売品の苦情等に関するトラブル一切の責任は、出店者が負います。
10. 食品衛生上支障が無いようにいたします。
11. 各出店者の販売品が重複する場合、主催者にて出店品目等の調整（原則：先着申込みを優先）を行うことを了承します。
12. 故意又は過失により、実行委員会及び第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において賠償いたします。
13. 上記事項に偽りのあった場合は、出店の不許可、出店の取り消し又は出店等の撤去の措置をとられても一切異議申し立てをいたしません。また、いかなる損害があってもその賠償の請求をいたしません。

令和5年 月 日

出店者名

代表者名 (印)

第17回川の駅・中川やしお
花桃まつり実行委員会
実行委員長 様